

議案第 1 1 2 号

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

看護師等修学資金の貸付対象者を拡充するための改正

## 飛驒市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛驒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「飛驒市又は飛驒市の開設する病院等」を「市内医療・福祉機関等」に改める。

第2条第3項を次のように改める。

3 この条例において「市内医療・福祉機関等」とは、保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関をいう。）又は介護サービス事業所（介護保険法第115条の32に規定する介護サービス事業者（指定介護予防支援事業者は除く。）の運営する事業所又は施設をいう。）で飛驒市内に設置されているもの（市が設置するものも含む。）をいう。

第3条及び第10条中「飛驒市の開設する病院等」を「市内医療・福祉機関等」に改める。

第12条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条第1項中「年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、この延滞利息等の額が100円未満のとき、又はこの延滞利息の額に100円未満の端数の額があるときは、その全部又は端数の金額は徴収しない」を「飛驒市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年飛驒市条例第73号）の規定による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「延滞利息」を「延滞金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 飛驒市看護師等修学資金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>飛驒市又は飛驒市の開設する病院等</u>に従事しようとする看護学生に対して修学資金を貸与することにより、看護師等の養成及び確保を容易にし、もって本市の保健医療を充実させることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「病院等」とは、次に該当するものをいう。</p> <p>(1) <u>飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例第138号）第2条に定める施設</u></p> <p>(2) <u>飛驒市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例第140号）第2条に定める診療所</u></p> <p>(貸与の条件)</p> <p>第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来、<u>飛驒市の開設する病院等</u>に勤務しようとする者で養成施設に在学している者とする。</p> <p>2 修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して12月以内に</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市内医療・福祉機関等</u>に従事しようとする看護学生に対して修学資金を貸与することにより、看護師等の養成及び確保を容易にし、もって本市の保健医療を充実させることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「<u>市内医療・福祉機関等</u>」とは、<u>保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関をいう。）又は介護サービス事業所（介護保険法第115条の32に規定する介護サービス事業者（指定介護予防支援事業者は除く。）の運営する事業所又は施設をいう。）</u>で飛驒市内に設置されているもの（市が設置するものも含む。）をいう。</p> <p>(貸与の条件)</p> <p>第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来、<u>市内医療・福祉機関等</u>に勤務しようとする者で養成施設に在学している者とする。</p> <p>2 修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して12月以内に</p>

飛騨市の開設する病院等に看護師等として業務に従事しなければならぬものとする。

第4条～第9条 略

(返還の免除)

第10条 略

- (1) 飛騨市の開設する病院等で看護師等として連続して在職した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合は、全額免除する。
- (2) 飛騨市の開設する病院等に看護職員等として連続して在職した期間が、貸与を受けた期間の2分の3の月数に満たないときは、その全在職期間を貸与を受けた期間の2分の3の月数で除して得た数値を貸付けた修学資金の額に乗じて得た額の返還を免除する。この場合において看護職員としての在職期間に1月未満の端数があるとき、又はその在職期間が1月に満たないときは、これを1月として計算する。
- (3) 修学期間中又は飛騨市の開設する病院等で業務に従事した期間中に死亡した場合は、全額を免除する。

(4) 略

第11条 略

(延滞利息等)

第12条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年14.6パーセントの割合を乗じた額を支

市内医療・福祉機関等に看護師等として業務に従事しなければならぬものとする。

第4条～第9条 略

(返還の免除)

第10条 略

- (1) 市内医療・福祉機関等で看護師等として連続して在職した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合は、全額免除する。
- (2) 市内医療・福祉機関等に看護職員等として連続して在職した期間が、貸与を受けた期間の2分の3の月数に満たないときは、その全在職期間を貸与を受けた期間の2分の3の月数で除して得た数値を貸付けた修学資金の額に乗じて得た額の返還を免除する。この場合において看護職員としての在職期間に1月未満の端数があるとき、又はその在職期間が1月に満たないときは、これを1月として計算する。
- (3) 修学期間中又は市内医療・福祉機関等で業務に従事した期間中に死亡した場合は、全額を免除する。

(4) 略

第11条 略

(延滞金)

第12条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額に飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例(平

払わなければならない。ただし、この延滞利息等の額が100円未満のとき、又はこの延滞利息の額に100円未満の端数の額があるときは、その全部又は端数の金額は徴収しない。

- 2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は特にやむを得ない理由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

以下 略

成16年飛驒市条例第73号)の規定による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。

- 2 前項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は特にやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の支払の全部又は一部を免除することができる。

以下 略

## 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

### 1 改正の趣旨

本市における安定的な医療提供体制を維持するため、若く有能な看護師、助産師又は保健師（以下「看護師等」という。）を目指す学生（以下「看護学生」という。）の市内就職を推進することを目的に、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

従来の看護師等修学資金貸与対象者は、卒業後市の設置する病院又は診療所での就職を目指す看護学生のみであったが、これを市内に設置されている民営の医療機関や介護サービス事業所での就職を目指す看護学生まで拡充する。

### 3 施行日 公布の日